

## 会社法修正草案（第二回審議稿<sup>1</sup>）について

リドラ・ローファーム

代表弁護士 章啓龍

研修生 / 日本弁護士 王宣麟

2023年1月作成

### 第1 はじめに

2021年12月24日に公表された第一回会社法修正草案（以下「第一案」という。）から約1年が経過し、2022年12月30日、第13期全国全人代常務委38回会議において、第二回会社法修正草案（以下「第二案」という。）が公布され、パブリックコメントの募集が開始した<sup>2</sup>。これは第一回会社法草案に対して更に修正、追加を行うものである。

第一案及び第二案の内容に照らすと、大小含め現行会社法から多くの条文の修正が行われているため、以下では、多くの日系企業にとって影響がある、①出資株主の責任強化、②董事・高級管理職員に対する責任強化、③コーポレート・ガバナンスの実現の3点に絞った上で、第一案、第二案による修正を踏まえて、現行会社法が今後どのような方向性で改正が行われるのかを予想する。

### 第2 出資株主の責任強化

#### 1 出資金が未納されない場合の取扱い

会社設立後、「董事会」が出資状況について調査を行い、出資金の未納が発生する場合、未納株主に対して書面で支払いを催促する義務を負うことが明確化された（第二案51条1項）<sup>3</sup>。この催促に関して、会社が当該株主に対して最低60日以上の期限の猶予を与えた上で、この猶予期間を遵守しない株主に対して失権させることができる規定も新たに加えられた（第一案46条2項、第二案51条2項）。そして、この失権があった場合、会社は譲渡もしくは減資により出資持分の登録を抹消しなければならず、これ

---

<sup>1</sup> 「中华人民共和国公司法（修订草案二次审议稿）」

<sup>2</sup> パブリックコメントの募集期間：2022年12月30日～2023年1月28日

<sup>3</sup> なお、同規定について、もともと第一案では、「貨幣以外の財産の実際の価格が定められた出資額より著しく低い場合」も催促可能である旨が規定されていたが（第一案46条1項）、第二案ではこれが削除されている。

を 6 カ月以内にしなければ他の株主が出資比率に基づいて未納分を納付することになる（第二案 51 条 3 項）。この点、現行の司法解釈<sup>4</sup>では、会社が解散する際に、債権者が出資金未納の株主及び其の他の株主に対して、出資比率に関係なく、未納金に関する連帶責任を負うよう求めるなどを認めていたが、法改正により、今後既存株主の責任は、全額ではなく、出資比率に基づいて責任が制限されることが予想される。そして、失権通知を送った 6 ヶ月以内に当該出資持分を排除する減資手続きを行っておけば、その他の株主が未納分の納付義務を免れることになるため、改正法施行後には、減資申請のタイミングについて注意する必要がある。

## 2 未納出資持分が第三者に譲渡された場合の取扱い

出資期限が未到来の出資持分を譲渡した場合のルールも新設されている。譲渡人の未納出資金に関する出資責任については原則、譲受人が継承することになるが、譲渡後に譲受人が納付をしない場合、譲渡人は引き続き、当該出資の補充責任を負うことになる（第二案 88 条 1 項）。かかる規定では、仮に今後、出資期限未到来の出資持分を譲渡した場合、将来発生し得る譲渡人の「補充責任」を遮断するためには、譲渡前に出資の前倒しを実施するか、減資手続きを通して、当該出資持分を抹消するといった対応が必要になると思われる。

また、期日通りに出資持分に関する出資金を譲渡人が納付しなかった場合、もしくは貨幣以外の財産の実際の価格が引き受けた出資額を著しく下回る場合で、譲受人が当該事項を知っていた（悪意）又は知るべきであった場合、出資額が不足する範囲で譲渡人と連帶責任を負う（同条 2 項）。したがって、企業買収をする際に、買い手側として、出資持分の譲渡側が過去出資した貨幣以外の資産（例えば無形資産など）の価値を適切に評価しておくことが望ましい。

そもそも、未納付の出資持分が譲渡された場合の責任については現行法では規定がなく、新たに設けられたものだが、上記規定に従えば、譲渡人も譲受人も、出資持分の譲渡後にも未納付の責任を追い続けることになるため、相応の対応を事前に講じていくことが重要となる。

## 第 3 董事・高級管理人員<sup>5</sup>に対する責任強化

### 1 会社設立について

第二案までの修正に関して、債権者保護の観点から、出資株主の責任だけでなく、董事、高級管理人員に対する責任の強化の規定も追加・修正されている。

---

<sup>4</sup> 「最高人民法院の『中華人民共和国会社法』適用に関する若干問題についての規定（2）」第 22 条 2 項

<sup>5</sup> 高級管理人員とは、会社の経理、副経理、財務責任者等を指す（現行法 216 条）。

まず、会社設立後、貨幣以外の財産による出資について、出資額が不足し、会社に損害が発生した場合、出資業務を担当する董事、監事、高級管理人員が当該株主と共に連帯賠償責任を負うことになる（第二案 52 条）。

また、会社設立後、現行法 35 条では、株主は出資金の払戻しを行うことができない点のみが規定されていた。第二案では、この払戻しによって会社に損失を与えた場合、担当の董事、監事、高級管理人員は当該株主と連帯賠償責任を負う旨の規定が新設された（第二案 57 条）。かかる内容はこれまで司法解釈<sup>6</sup>に定められていたが、第二案ではそのまま法律の中に取り入れられた。

上記の追加内容からみれば、董事、監事、高級管理職としての善管注意義務が従来以上に求められ、仮に出資された資産に対する価値への確認及び関連取引を実施する際の確認を怠った場合、個人として会社への賠償責任が課せられるリスクが高まったといえる。

## 2 職務遂行に関して

董事と高級管理人員が職務執行において第三者に対して損害を発生させた場合、会社が賠償責任を負うことに併せて、董事及び高級管理人員に悪意又は重過失が存在する場合、董事らも賠償責任を負う規定が追加されている（第一案、第二案 190 条）。更に、支配株主等の指示で董事及び高級管理人員が、会社や株主の利益を害する行為を行った場合でも、当該董事、高級管理人員が連帯責任を負う規定も同様に追加された（第一案、第二案 191 条）。

また、監事会が董事と高級管理人員に対して職務執行の報告を求めることが可能となった旨の規定が新設された（第一案、第二案 81 条）。すなわち、監事会が董事と高級管理人員に対して報告を求めた場合、彼らは監事会に対して報告義務を負うことになるため、これを怠った場合、または不十分な報告をした場合、義務違反による責任を問われることが予想される。

## 3 董事の保険

董事に対して責任保険を付保することができる規定も併せて新たに第二案で追加されている（第二案 192 条 1 項）。以上の法案修正の内容を前提にすれば、董事に対する責任が強化されるが、その反面、董事の経営判断に対して委縮効果が生まれてしまう可能性があるため、これを避けるべく新設された規定であると考えられる。もっとも、第二案までの改正内容を参照すると、董事だけでなく、高級管理人員の責任も同様に強化されているため、総経理、副総経理、財務責任者などの高級管理人員に対しても保険を付保しなければ、高級管理人員の成り手不足となることが予想される。したがって、今後

---

<sup>6</sup> 「最高人民法院の『中華人民共和国会社法』適用に関する若干問題についての規定（3）」第 14 条

の改正案にて高級管理人員に対する責任保険の付保規定について創設されるのかどうかを注視する必要がある。

## 第4 コーポレート・ガバナンス<sup>7</sup>の実現

### 1 従業員代表による董事会への参与

300人以上の従業員がいる有限責任会社は、監事會を設置して従業員代表を設けている場合を除き、董事会の中に従業員代表を組み込まなければならない旨が第一案で新設された（第一案63条）。同規定は、日本会社法では存在しない規定だが、従業員の利益や監督機能の観点から採用されたものであると考えられる。そもそも現行法では、2つ以上の国有企業又は2つ以上の国有投資主体が出資する有限会社に限り、会社の従業員代表を董事会の構成員に加えることが義務付けられているため（現行法44条2項）、一定規模以上の民間有限責任会社であっても従業員代表を董事会に加える必要がなかったが、同規定の創設によってこの制度の幅が拡大された。これにより、従業員代表を通じて董事会で議論された内容が漏洩するリスク等が発生するので、従業員代表を董事会に加える際の選定作業については特に慎重に行う必要があるだろう（但し具体的な選定の手続きについては第二案では未だ明確にされていない）。同条については、第二案（第二案68条）でも大幅な修正がなされておらず、この方向性が大幅に変わることがないと予想されるため、同条はやはり一定規模数以上の従業員を有する日系企業にとって大きなインパクトを与えるものといえる。

そして、従業員代表を董事会に加えることが免除されるのは、監事會を設置して従業員監事を設けている場合に限られている。ただし、監事も、董事会に参加し、董事会の議事事項に対する質疑と建議を出すことが認められるため（現行法54条、第一案80条、第二案79条）、結局一定の規模を有する会社としては、従業員代表を董事会または監事會に加えなければならない制度に変更される可能性がある。但し、この点は社会的な影響が大きい改正部分となるので、第二案のパブリックコメントを踏まえて内容が変更される余地も残されている。そのため、改正内容については今後も引き続き注視する必要がある。

### 2 監事設置の免除

これまで規模が小さい会社については、監事會の代わりに1~2名の監事を設けることが認められていたが（現行法51条1項、第一案84条）、更に、第二案では全株主の同意により監事すら設置しないことが認められている（第二案83条）。そもそも、現行法では①「出資者の数が比較的少ない」または②「規模が比較的小さい」という要件のいずれかを充たせば、監事會を設置せず、1~2名の監事を設置することができた

---

<sup>7</sup> 中国語では「公司治理」と呼ばれる。

が、第二案では①が削除され、②「規模が比較的小さい」という要件のみが残された。そのため、改正法施行後には②「規模が比較的小さい」という要件の文言解釈に注目する必要がある。

### 3 董事、監事、高級管理人員と会社との間の取引に関する規制

董事、監事、高級管理人員が会社との間で取引を行う場合、これが直接取引だけではなく、間接取引に該当する場合も、董事会等への報告、決議による承認が必要とされる規定が新設されている（第一案、第二案 183 条 1 項）。上記に加えて、董事らの近親者が直接又は間接的に支配する企業と会社との間の取引も前記規定が適用されることになった（第一案、第二案 183 条 2 項）。

一方、董事らが職務地位を利用して自己または他人のために会社の商業機会を奪う行為についても、現行法では株主会による同意を事前に得ておくことを必須としていたが（現行法 148 条 5 号）、第一案と第二案（184 条）では一定の状況に該当する場合のみ、実行可能となっている。

### 4 株主会及び董事会の職権及び議決方法について

#### （1）職権について

現行法及び第一案と比較すると、株主会の職権行使から「経営方針と投資計画の決定」及び「年度予算案と決算案の審議と承認」が削除された（第二案 59 条）。

また、現行法と比較すると、董事会の職権行使から「経営計画と投資方案の決定」及び「年度予算案と決算案の制定」が削除された（第二案 67 条）。同時に董事の人数制限（最多 13 名まで）も撤廃された（第一案 63 条 1 項、第二案 68 条 1 項）。

上記の削除された職務内容に関しては、株主会及び董事会の法定職権事由ではなくなったため、経営陣に任せることも可能になり、定款の中により自由に権限設定ができるようになったといえる。

更に、取引相手保護の観点から、董事会の権力について会社定款で制限を加えた場合でも善意の相手方にこれを対抗できない旨の規定も新設され、これは第二案でも維持されている（第二案 67 条 3 項）。

#### （2）決議方法について

これまで現行法 103 条 2 項において、株式会社の普通決議については、「総会に出席した株主が保有する議決権の半数以上によって採択しなければならない」（現行法 103 条 2 項、第一案 61 条でも同内容）と規定されていたが、有限責任会社における普通決議（定款変更、増資減資、合併、分割、解散などの重大事項に該当しない一般事項の決議）については明文上規定がなく、各社の定款の定め方に委ねられていた。改正草案を前提にすると、仮に当該決議事項について定款の定めがなかったとしても法に基づいて

2分の1以上の議決権を有する株主によって採択されることが要件となるため、決議を通すための最低ラインが決められたものと理解できる（第二案66条2項）。

有限責任会社における董事会の決議方法についても、上記と同様に現行法では基本的に定款の定めに委ねられ、株式会社の場合は決議方法が明確に定められていた（現行法48条1項、111条）。しかし、第一案では、董事会会議の開催要件として董事の過半数の出席が求められ、決議に関しては全董事の過半数の賛成が必要となることが明確に定められ（第一案68条2項）、第二案ではこれが維持されているため（第二案73条2項）、上記と同じように定款の定めがない決議事項でも決議の最低ラインが決められたといえよう。

このように、もともと株式会社にのみ適用されていた決議のルールが、有限責任会社にも適用拡大されたと解釈することができる。

### （3）電子方式による決議

第二案では、新たに株主会、董事会、監事会の会議開催及び決議について電子通知方式を採用することが可能となった旨の規定が設けられた（第二案24条）。

会議の開催や決議については、面前に限らず、電子方式が認められることで、仮に株主や董事等が国外にいたとしても決議に参加することが可能となり、決議を通すための定足数要件や過半数決定、また各董事らの意思決定がより正確に反映させることが可能となる。ただし、この点について、実務で具体的にどのような電子方式を用いるべきかなどの問題については、改正案の正式施行後に確認しておく必要があると思われる。

以上

- ・本資料は作成当時（2023/1）における現状を反映したものではありますが、判断にあたっては常に最新の情報をご確認のうえ、専門家の意見も踏まえて実行ください。掲載した情報・コメントは作成者の意見であり、弊事務所としての意見及び一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本資料にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。
- ・本資料について、弊所として本資料に掲載した情報の正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、弊事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。
- ・本資料の著作権は立動法律事務所に属するものであり、弊事務所による事前同意を得ずには、無断での改変・転載・外部への配布・二次利用は固くお断りいたします。

・弊事務所連絡先

Hp : [www.ridra-law.com](http://www.ridra-law.com) E-mail: Public@ridra-law.com

北京：北京市朝陽区霄雲路 36 号 国航ビル 2106 号室

上海：静安区漢中路 243 号 泰禾ビル 1101C

天津：天津市和平区南京路 75 号 国際ビル 2402 号室

青島：市南区香港中路 76 号 顧中皇冠假日酒店ビル 1305